

飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和7年4月策定

飯 田 市

目 次

第1 計画策定における基本的事項	
1 計画の趣旨と位置付け	1
2 計画対象期間	2
3 計画対象区域	2
第2 一般廃棄物（ごみ）の発生量及び処理量の見込み	
1 本計画に用いる数値	3
2 発生量及び処理量の見込み並びに目標値	3
3 家庭系一般廃棄物の排出量の推計の考え方	3
4 事業系一般廃棄物の排出量の推計の考え方	4
5 総ごみ排出量の推計の考え方	4
第3 ごみの排出の抑制の方策に関する事項	
1 基本方針	6
2 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項	6
(1)ごみの発生抑制（リデュース）の推進	6
(2)ごみの分別の徹底	6
(3)再使用（リユース）及び再資源化（リサイクル）の推進	7
第4 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	7
第5 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	
1 ごみの収集及び運搬	9
2 ごみの処分	10
3 ごみの適正な処理を実施する者に関する基本的事項	11
第6 ごみの処理施設の整備に関する事項	
1 飯田市最終処分場	13
2 稲葉クリーンセンター	15
第7 その他ごみの処理に関し必要な事項	
1 不法投棄の根絶と地域環境美化の推進	15
2 海洋プラスチック対策の推進	16
3 循環型社会に向けた環境学習の推進	16
4 計画の管理	16
資料	17

第1 計画策定における基本的事項

1 計画の趣旨と位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画として、飯田市内的一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める計画として策定します。

また、平成19年に目指す都市像として都市宣言を行った「環境文化都市」の実現と、「いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）」の未来ビジョンとして掲げた「目指すまちの姿」に定める8つのまち、特に「人と自然が共生する環境のまち」の具現化を目指し、環境計画として、「21'いいだ環境プラン」を策定しています。この計画（第6次改訂）の中で、大切にしたい考え方の一つに「循環」を掲げ、大量消費、大量廃棄の社会から環境負荷の少ない循環型社会の構築への変革に取り組むこととしています。

本計画は、飯田市の総合計画の分野別計画であり、かつ、環境計画に基づいた循環型社会の構築につながる取組を推進していく計画としても位置付けます（図1）。

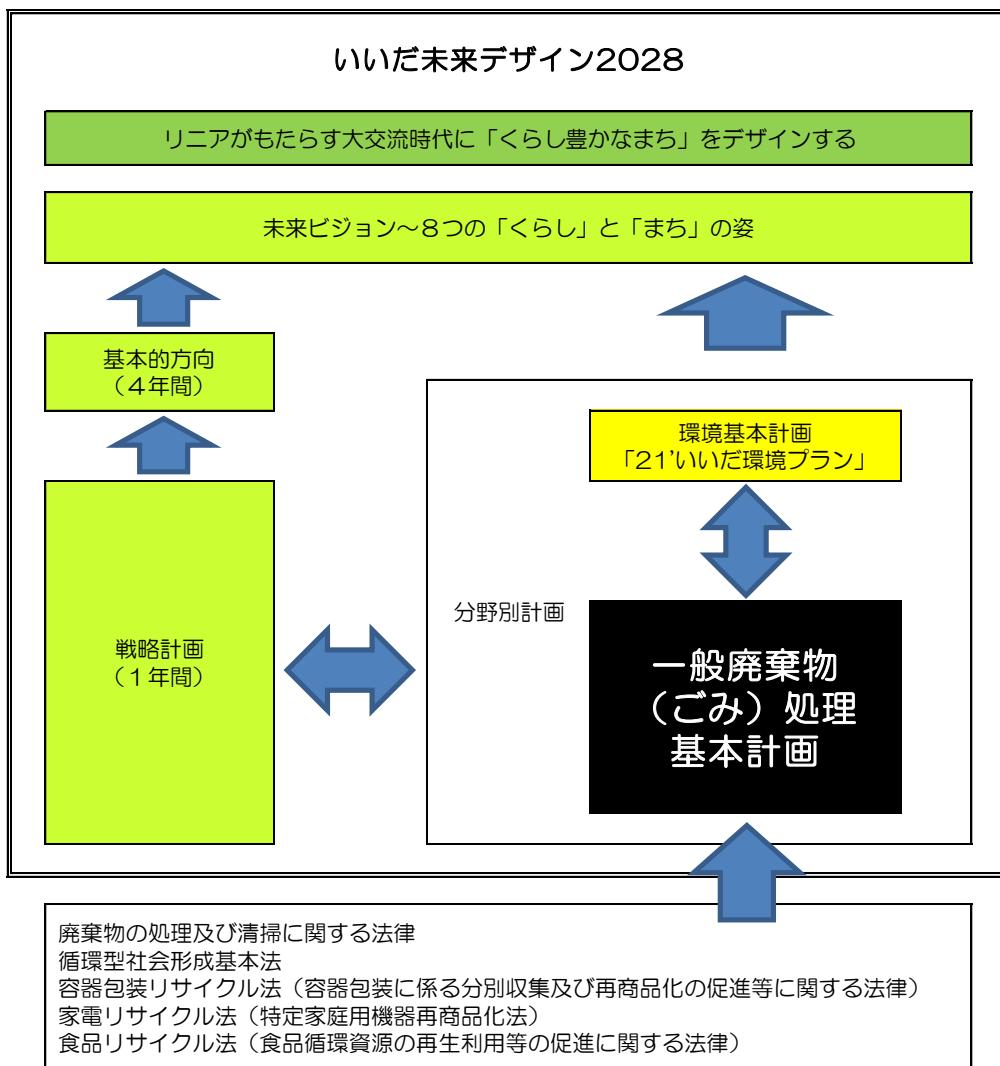


図1 計画の位置づけ

2 計画対象期間

本計画の対象期間は、飯田市の総合計画である「いいだ未来デザイン2028後期計画」及び飯田市の環境計画「21'いいだ環境プラン第6次改訂計画」の計画期間に合わせ、令和7年度から令和10年度の4年間とします（図2）。

西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
年度（令和）	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
いいだ未来デザイン2028 (飯田市総合計画)	いいだ未来デザイン2028 (飯田市総合計画) 中期				いいだ未来デザイン2028 (飯田市総合計画) 後期				次期飯田市総合計画			
環境基本計画 「21'いいだ環境プラン」	第5次改訂				第6次改訂				第7次改訂			
一般廃棄物（ごみ）処理 基本計画	前計画				本計画				次期計画			

図2 計画対象期間

3 計画対象区域

本計画の対象区域は、飯田市全域とします。

第2 一般廃棄物（ごみ）の発生量及び処理量の見込み

1 本計画に用いる数値

本計画では、国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づき、計画期間中の発生量、処理量を推計します。

2 発生量及び処理量の見込み並びに目標値

(1) ごみの発生量及び処理量の見込み

令和10年度までのごみの発生量及び処理量の見込み（以下「排出量の推計」といいます。）は、表2（P 5）のとおりです。

(2) ごみの発生量等の目標値

本計画及び飯田市の環境計画「21’いいだ環境プラン第6次改訂版」においてごみ排出量の削減の取組の結果、目標とする指標は、「市民一人当たりが1日に排出するごみ量」（集団回収量を含む。）及び家庭から排出されるごみのリサイクル率とし、その値は表1のとおりとします。

なお、比較のため、排出量の推計の抜粋を合わせて示します。

表1 本計画の推計値と目標値

計画の指標	令和5年度 (基準年)	令和10年度 推計値	令和10年度 目標値
市民一人当たりが1日に排出するごみの量（家庭系一般廃棄物）	548. 9g	529. 5g	500. 6g
家庭から排出されるごみのリサイクル率	22. 3%	23. 4%	28. 4%

3 家庭系一般廃棄物の排出量の推計の考え方

家庭系一般廃棄物の排出量は、コロナ禍に一旦増加しましたが、人口減少による自然減に加え、本計画に掲げた「3R」の推進とごみの適正排出の施策を推進することにより、再び減少に転じると推測しています。

燃やすごみについては、直近の令和6年度の組成調査により、紙類やプラスチック製容器包装など資源対象物が含まれていることが分かったことから、分別の徹底を市民に働きかけ、リサイクルを推進する取組、燃やすごみの約4割を占める生ごみの減量の働きかけを行うことなどで、燃やすごみの減少を見込んでいます。

資源物のうち、紙資源とペットボトルについては、大規模小売店などが行う店頭回収を利用する市民が増えており、その利便性などによりリサイクルの意識が高まっている状況から、今後もリサイクルステーションでの集積量は減少する予測としました。特に、紙資源においては、近年のペーパーレス化等に伴い、更なる減少が見込まれます。

一方で、プラ資源とガラスびんは分別促進により増加と見込みました。

令和5年度から始まった製品プラスチックの再資源化について、今後も継続的に市民に資源ごみとして排出するよう働きかけることで、収集量の増加を見込んでいます。

ガラスびんについては、埋立ごみの中に多くが混入されている実態を踏まえ、リサイクルステーションでのリサイクルを推進する取組のほか、埋立ごみで排出されないような新たな回収方法も検討することで、収集量の増加を見込んでいます。

4 事業系一般廃棄物の排出量の推計の考え方

事業系一般廃棄物の排出量は、コロナ禍を経て令和3年度には増加しましたが、令和4年度以降は微減となっています。近年、食品ロス削減又は容器包装の簡易化に取り組む事業者が増えてきており、事業系一般廃棄物の量は少しづつ減少していくと見込んでいます。

5 総ごみ排出量の推計の考え方

家庭系一般廃棄物の排出量については、人口減少により自然減となり、事業系一般廃棄物についても、減少傾向と予測し、両者を合わせた将来ごみ排出量は、減少すると予測しています。

なお、ごみ排出量の将来推計値は、各ごみごと過去の実績から発生原単位の推測値を計算し、全体の排出量は推計人口を乗じて得た数値としています。

表2 ごみ排出量の推計

項目	単位	基準値		推計値			
		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
人口	人	96,398	95,076	93,909	93,056	92,203	91,350
総排出量	t/年	25,357	24,950	24,535	24,195	23,829	23,551
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	548.9	545.7	541.2	537.1	532.0	529.5
燃やすごみ	g/人・日	403.0	399.0	395.0	391.0	387.1	383.2
埋立ごみ	g/人・日	23.4	23.2	22.9	22.7	22.5	22.3
資源物	g/人・日	113.7	114.8	114.7	114.8	114.0	115.7
紙資源	g/人・日	51.9	49.3	46.8	44.5	42.3	40.2
金属資源	g/人・日	12.5	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
ガラスびん	g/人・日	9.0	9.3	9.5	9.8	10.1	10.4
ペットボトル	g/人・日	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
プラ資源	g/人・日	38.4	40.3	42.3	44.5	46.7	49.0
蛍光管	g/人・日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
特定ごみ	g/人・日	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.8
集団回収量原単位	g/人・日	8.8	8.7	8.6	8.5	8.5	8.4
家庭系ごみ排出量	t/年	19,313	18,936	18,551	18,241	17,905	17,656
燃やすごみ	t/年	14,181	13,845	13,539	13,282	13,028	12,779
埋立ごみ	t/年	823	804	786	771	756	742
資源物	t/年	3,999	3,985	3,931	3,899	3,836	3,857
紙資源	t/年	1,825	1,711	1,606	1,511	1,384	1,339
金属資源	t/年	441	486	480	476	471	467
ガラスびん	t/年	315	322	327	334	341	348
ペットボトル	t/年	42	42	41	41	40	40
プラ資源	t/年	1,350	1,399	1,451	1,510	1,571	1,634
蛍光管	t/年	4	3	3	3	3	3
特定ごみ	t/年	22	22	23	24	25	26
集団回収量	t/年	310	302	296	290	284	279
事業系ごみ排出量	t/年	6,044	6,014	5,984	5,954	5,924	5,894
中間処理量	t/年	22,060	21,661	21,294	20,981	20,672	20,367
焼却処理量	t/年	20,225	19,859	19,522	19,235	18,952	18,673
再資源化量	t/年	1,835	1,802	1,771	1,745	1,720	1,694
最終処分量	t/年	823	804	786	771	756	742
資源化量	t/年	4,309	4,287	4,227	4,189	4,120	4,136
家庭系ごみのリサイクル率	%	22.3	22.6	22.8	23.0	23.0	23.4
市民一人あたりが1日に排出するごみの量 (家庭系ごみ排出量+集団回収量+事業系ごみ排出量)	g	720.7	719.0	715.8	712.3	708.0	706.3
市民一人あたりが1日に排出するごみの量 (家庭系ごみ排出量+集団回収量)	g	548.9	545.7	541.2	537.1	532.0	529.5

※推計値の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づく（令和6年度は10月1日の住民基本台帳人口）

※市民一人当たりが1日に排出するごみの量（家庭系ごみ排出量+集団回収量+事業系ごみ排出量）

$$= (\text{家庭系ごみ排出量} + \text{集団回収量} + \text{事業系ごみ排出量}) \div 365 \text{ 日} \div \text{人口} \times 1,000,000 \text{ (t→g)}$$

※市民一人当たりが1日に排出するごみの量（家庭系ごみ排出量） = (家庭系ごみ排出量) \div 365 \text{ 日} \div \text{人口} \times 1,000,000 \text{ (t→g)}

※端数処理をしているため、値の合計が合わない箇所があります。

第3 ごみの排出の抑制の方策に関する事項

1 基本方針

飯田市では、「環境文化都市」を宣言する中で、「持続可能性」と「循環」を基本にして、自分たちのライフスタイルから社会の有り様に至るまでをあらためて見直し、「環境に配慮」する日常の活動を「環境を優先」する段階へと発展させながら、新たな価値観や文化の創造へと高めていくことを目指してきました。

今後も、21'いいだ環境プラン第6次改訂版に沿って「循環型社会」を目指し、リデュース（発生抑制）、分別の徹底、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進に取り組みます。

2 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項

1に掲げる基本方針に沿った取組項目を以下に示します。

(1) ごみの発生抑制（リデュース）の推進

ア ごみの発生抑制（リデュース）の啓発

従量制によるごみ処理費用負担制度を引き続き運用することで、ごみの排出抑制とリサイクル推進の意識醸成を図ります。また、ごみ減量の方法について、新たな啓発方法を検討し、リデュースの意識啓発を図ります。

イ 食品ロスの削減及びエシカル消費の推進

市が取り組む「食べきり15・15運動」及び県が取り組む「残さず食べよう！30・10運動」を市民に周知し、食品ロス削減につなげます。

また、環境への配慮の視点を重視したエシカル消費の推進につながる啓発又は市民団体等が実施するエシカル消費の取組に協力します。

ウ 事業系一般廃棄物の分別の適正化と減量化

事業所における事業系廃棄物と産業廃棄物の適正な分別の推進及び廃棄物の発生抑制に向けた啓発を推進します。

(2) ごみの分別の徹底

ア 分別の周知と啓発

ごみ分別ガイドブック、ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリ、広報いいだ、分別学習会、イベントでの出展機会等を通じて、継続的にごみの分別徹底を呼び掛けます。

また、分別回収した資源がどのようにリサイクルされるのか、資源化に適した排出方法をまとめ、市民への周知を促進します。さらに、燃やすごみ及び埋立ごみの組成調査を行い、その結果を公表して市民に分別の徹底を働きかけ、処分ごみの減量、資源化量の増加を推進します。

イ ガラスびん回収の推進

埋立ごみの中に多く混入されているガラスびんの分別につなげるための新たな方法について検討します。

ウ 雑紙の分別の推進

燃やすごみの中に多く混入されている雑紙の分別を推進します。

(3) 再使用（リユース）及び再資源化（リサイクル）の推進

ア 適正に分別された資源物の集積所からの収集運搬

集積所に排出された資源物を市が委託する事業者により、収集運搬します。

イ リサイクルステーションの管理

各地区のまちづくり委員会等に地域におけるリサイクルステーションの管理を委託し、リサイクルステーションでのガラスびん及びペットボトルの回収を推進します。

ウ 資源物回収の支援

小中学校が行う資源物回収の支援を行い、紙類等の資源化につなげます。

エ 容器包装廃棄物の収集運搬、中間処理、保管及び再資源化事業者への引渡し

収集運搬した容器包装廃棄物を、容器包装リサイクル法で定められた方法で中間処理及び保管を行い、再商品化事業者へ引き渡します。

オ 適切なプラスチック使用製品廃棄物の取扱

プラスチック使用製品廃棄物の収集運搬、中間処理、保管及び再資源化事業者への引き渡し、収集運搬したプラスチック使用製品廃棄物を、プラスチック資源循環法で定められた方法で市内で中間処理及び保管を行い、指定された再商品化事業者へ引き渡します。

カ ペットボトルの水平リサイクル

事業者との協働で、資源ごみとして排出されたペットボトルを新しいペットボトルとして再生するペットボトルの水平リサイクルを推進します。水平リサイクルという分かりやすいリサイクル形式で、ペットボトルを燃やすごみ又は資源ごみとして排出しないといった分別の徹底にもつなげます。

キ 生ごみ処理機器の導入促進による燃やすごみの減量

燃やすごみの多くを占める生ごみの生ごみ処理機器による堆肥化や乾燥による減量を推進するため、購入費の補助を行うなどにより、市民の生ごみ処理機器利用を支援します。

ク 緑のリサイクルの推進

稲葉クリーンセンターに搬入し、焼却していた草木類の堆肥化を図り、燃やすごみを削減します。

ケ 古着のリサイクル推進

市民団体と協働して古着のリサイクルを推進します。

また、将来的な古着のリサイクルのあり方についても検討します。

コ 新たなりサイクル等の研究

排出量が増加傾向にある使用済み紙おむつの再資源化について研究します。

また、家庭ごみの削減につながる新たなりサイクルについて研究します。さらに、事業系一般廃棄物のリサイクル推進の施策を研究します。

第4 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

分別して収集する一般廃棄物の種類を表3の右欄に、分別区分を同表の左欄に示します。

市が分別して収集する一般廃棄物は、家庭から排出されるものに限ります。

表3 分別して収集する一般廃棄物の種類とその分別区分

分別区分		種類（家庭から排出されるものに限る。）
燃やすごみ		紙くず、紙おむつ、衣類、木くず、生ごみ、布団類、木製家具、一辺の長さが50cm以上のプラスチック又はビニール製品、小型家電の部品でプラスチック製のもの、皮製品、ゴム製品、プラスチック又はビニール製の容器包装及び製品で汚れが取れないもの、加工したペットボトル
埋立ごみ		ガラス類、せともの、灰、小型家電（法令の規定に基づき再生利用すべきものを除く。）、混合物（金属やプラスチックなどでできたもの）
特定ごみ		乾電池、使い捨てライター、水銀体温計・血圧計 本体と不可分な充電池を内蔵した小型家電
資源物	紙	段ボール 新聞紙 その他紙
	金属	缶及び金属類
	ガラスびん	無色透明 茶 その他
	ペットボトル	ポリエチレンテレフタレート（P E T）を原料に成型された飲料、しょゆ等のプラスチック製容器で、汚れを除いたもの
	プラスチック製容器包装（プラ資源）	商品が入っていたプラスチック又はビニール製の容器や包装（ペットボトルを除く。）で、汚れを除いたもの
	プラスチック製品（プラ資源）	一辺の長さが50cm未満のプラスチック製品（小型家電を除く。）で、汚れを除いたもの
	蛍光管	40Wまでの直管、環状管、電球型蛍光管
	粗大ごみ	ソファー、音響機器、マッサージ機、机、本棚、特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品（家電4品目）、その他市長が認めるもの

第5 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1 ごみの収集及び運搬

(1) 飯田市が行う収集及び運搬

- ア 飯田市は、家庭系一般廃棄物について、ごみの性状により、大きくは燃やすごみ、埋立ごみ（不燃ごみ）、特定ごみ、資源物、粗大ごみの5つに分けて収集を行います。資源物は更に紙（段ボール、新聞紙、その他紙）、金属、ガラス瓶（無色透明、茶、その他）、ペットボトル及びプラ資源の5つに分けて収集します。
- イ 飯田市は、家庭系一般廃棄物は民間の事業者に委託して収集及び運搬を行います。

(2) ごみの分別区分ごとの収集方法等

飯田市における家庭系一般廃棄物の分別区分ごとの収集方法及び収集回数は表4に示すとおりです。

併せて市民に負担していただく手数料を示します。

表4 家庭系一般廃棄物の収集方法、収取回数及び手数料

分別区分	収集方法	収集回数	手数料	
			ごみ集積所収集	直接搬入
燃やすごみ (可燃ごみ)	ごみ集積所から収集 (※1)	週 2~3回	30円（小袋） 60円（大袋） 120円 (ごみ袋に入らない規定の大きさまでのもの)	10kg ごとに 180円 (※2)
埋立ごみ (不燃ごみ)	ごみ集積所から収集	2月に 1回～ 月2回	60円（大袋） 120円 (ごみ袋に入らない規定の大きさまでのもの)	10kg ごとに 150円 (※3)
特定ごみ	ごみ集積所から収集	2月に 1回～ 月2回	無料	—
資源物	紙 (段ボール、新聞紙、その他紙) 金属 ガラスびん (無色透明、茶、その他) ペットボトル プラ資源 蛍光管	ごみ集積所から収集 リサイクルステーションで収集 (※5)	月1回 ～月2回 月1回 ～月4回 月2回 ～週1回 月に1回	無料 無料 無料 無料
粗大ごみ	戸別収集	年2回	飯田市の条例に定める額（※6）	—

- ※1 ごみ集積所とは、市内の家庭から排出される「燃やすごみ」、「埋立ごみ・特定ごみ」、「資源物（プラスチック）・資源物（金属）・資源物（紙）」を収集するために市が指定した場所です。
- ※2 燃やすごみの直接搬入の金額は、稲葉クリーンセンターへ燃やすごみを持ち込んだ場合のごみ処理手数料です。
- ※3 埋立ごみの直接搬入の金額は、飯田市最終処分場（グリーンバレー千代）へ埋立ごみを持ち込んだ場合のごみ処理手数料です。
- ※4 資源物（紙及び金属）の直接搬入に係る費用は、紙や金属を扱う民間業者へ持ち込んだ場合の処理料です。このため、持ち込み時の相場により、価格が都度変化します。
- ※5 リサイクルステーションとは、市内の家庭から排出される「資源物（ガラスびん及びペットボトル）」を回収するため、毎週土曜日（原則第5週を除く。）の朝に、市内各所に市が設置する場所です。
- ※6 長さ、幅、高さの合計に応じ、手数料を負担する仕組みとしており、手数料にはごみ処理費用及びリサイクル料金が含まれています（特定家電4品目は、別途リサイクル料金が必要です。）。

ごみ処理手数料は、燃やすごみ、埋立ごみ及び粗大ごみについて徴収しており、燃やすごみと埋立ごみは、収入証紙付指定袋や収入証紙の購入を通じ、市民が排出量に応じてごみ処理費用の一部を負担する仕組みとしています。

(3) 飯田市以外が行う一般廃棄物の収集又は運搬

ア 次に掲げる物は、飯田市長から一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うことについて許可を受けた者が収集又は運搬を行います。

(ア) 事業系一般廃棄物

(イ) 家庭系一般廃棄物のうち、飯田市が収集又は運搬を行うことが困難又は不適当と市長が認めたもの

(ウ) 排出者が、収集及び運搬の許可を受けた者に収集又は運搬を行わせることを選択したもの

イ 一般廃棄物については、上記のとおり飯田市又は一般廃棄物の収集又は運搬の許可を受けた者が行うほか、排出者の選択により、適切な処分を実施する場所まで排出者自らが運搬をすることとします。

2 ごみの処分

(1) 家庭系一般廃棄物の処分

飯田市の家庭系一般廃棄物の処分（中間処理又は最終処分）は、表5の左欄に示す分別区分ごとに、同表の中欄に示す処理施設等において、同表の右欄に掲げる処理を行います。

燃やすごみについては、稲葉クリーンセンターで焼却します。埋立てごみについては、最終処分場で埋立処分します。特定ごみのうち、乾電池、水銀体温計及び血圧計は、最終処分場の保管又は選別及び保管をした後に再資源化工場へ運び再資源化します。使い捨てライターについては最終処分場でガスの点検を行った後に同所で埋立てをします。

なお、稲葉クリーンセンターにおける焼却処理で発生した灰は、南信州広域連合内各市町村に、搬入した燃やすごみの重量に応じて配分されます。飯田市では、市外に搬出しての再資源化処理を行ってきており、引き続き取り組んでいきます。

表5 家庭系一般廃棄物の処理体制

分別区分	処理施設等	処理方法
燃やすごみ（可燃ごみ）	稲葉クリーンセンター	焼却
埋立ごみ（不燃ごみ）	飯田市最終処分場 (グリーンバレー千代)	埋立て

特定ごみ	乾電池、水銀体温計又は血圧計	飯田市最終処分場 (グリーンバレー千代)	保管後に再資源化工場へ搬出し再資源化
ごみ	使い捨てライター	飯田市最終処分場 (グリーンバレー千代)	ガス点検後に埋立て
資源物	紙（段ボール、新聞紙、その他紙）	民間業者	再資源化工場へ搬出し再資源化
	金属		
	ガラスびん (透明、茶色、その他)		
	ペットボトル		
	プラ資源		
粗大ごみ		飯田市最終処分場 (グリーンバレー千代)	埋立て
		稲葉クリーンセンター	焼却
		民間業者	再資源化工場へ搬出し再資源化

(2) 事業系一般廃棄物の処分

事業系一般廃棄物は、事業活動に伴ってごみを発生させた者が自らの責任において適正に処理することとしています。収集、運搬についても、上記のとおり自ら又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して行います。

事業者は、廃棄物の発生を抑制し可能な限り再資源化に取り組んだ上で、廃棄するものは、適正に処分しなければなりません。

再資源化の方法として、紙類、繊維類といった素材のリサイクル、木くずのチップ化、厨芥類の堆肥化などがあります。

事業系一般廃棄物のうち、焼却可能なもの（紙くず、紙おむつ、衣類、木くず、生ごみ、布団類、木製家具、皮革製品）は、稲葉クリーンセンターに運搬し、焼却します。

事業活動に伴って発生したプラスチック、ゴムなどでできた物は産業廃棄物に該当し、稲葉クリーンセンター及び飯田市最終処分場のいずれも処分はできません。

他の一般廃棄物の処分については、一般廃棄物処分業許可業者によるものとします。

3 ごみの適正な処理を実施する者に関する基本的事項

(1) 家庭ごみの処理を実施する者

ア 収集運搬 次の(ア)及び(イ)の区分に応じ当該(ア)及び(イ)に掲げる者が行います。

(ア) 飯田市が回収する物 飯田市が委託する収集運搬業者

(イ) (ア)以外の一般廃棄物 飯田市が一般廃棄物の収集運搬について許可をした者

イ 処分 次の表（表6）の左欄の区分に応じ同表の右欄に規定する者が行います。

表6 家庭系一般廃棄物の処分をする者

区分	実施する者
焼却するもの	飯田市が委託して収集及び運搬を行った燃やすごみ
	排出者自らが南信州広域連合の稲葉クリーンセンターまで運搬したものであって、焼却することが適當と南信州広域連合長が認めたもの
	粗大ごみのうち、飯田市が委託して収集及び運搬を行ったものであって、かつ、焼却することが適當と市長が認めたもの
埋め立てるもの	飯田市が委託して収集及び運搬を行った埋立ごみ
	粗大ごみのうち、飯田市が委託して収集及び運搬を行ったものであって、かつ、埋め立てることが適當と市長が認めたもの
	排出者自らが飯田市最終処分場まで運搬したものであって、埋め立てることが適當と市長が認めたもの
	稲葉クリーンセンターから飯田市引取り分として排出される残渣のうち、市長が埋め立てることとしたもの
	特定ごみのうち、飯田市が委託して収集及び運搬を行った使い捨てライター
再資源化するもの	飯田市が委託して収集及び運搬を行った資源物
	特定ごみのうち、飯田市が委託して収集及び運搬を行った乾電池、水銀体温計又は血圧計

(2) 事業系一般廃棄物の処理を実施する者

ア 収集運搬 次のいずれかの者が行います。

(ア) 排出事業者

(イ) 飯田市が一般廃棄物の収集運搬について許可をし、かつ、排出事業者から委託された者

イ 処分 次の表（表7）の左欄の区分に応じ同表の右欄に規定する者が行います。

表7 事業系一般廃棄物を処分する者

区分	実施する者
焼却するもの	事業系一般廃棄物のうち、排出者が稲葉クリーンセンターにおいて処分することを選択したものであって、焼却することが適當と南信州広域連合長が認めたもの

再資源化するもの	事業系一般廃棄物のうち、再資源化が可能なものの	排出者が委託する再資源化事業者
埋め立てるものの	事業系一般廃棄物のうち、再資源化ができないものの	排出者が委託する処分業者

(3) ごみ処理の許可に関する事項

一般廃棄物の適正な処理を行うため、処理の許可を行う際には、次の事項に配慮して行います。

ア 収集の許可を行う際に配意する事項

- (ア) 適正な処理に資するため、許可を受ける者の収集の能力を考慮し、収集を行う区域を定め、及び許可を受ける者の数が適切な数となるようにすること。
- (イ) 収集の対象となる一般廃棄物の種類に応じ、特に許可が必要と認められる一般廃棄物の収集及び運搬については、その許可を行うものであること。
- (ウ) 市長が特に必要と認めた場合を除き、市長の指導又は監督の実施が容易である場所に、営業所（営業活動の中心となる本店、支店等の事業所をいう。以下イ及びウの(ウ)において同じ。）を有する者に対し行うものとすること。

イ 運搬の許可を行う際に配意する事項

市長が特に必要と認めた場合を除き、市長の指導又は監督の実施が容易である場所に営業所を有する者に対し行うものとすること。

ウ 処分の許可を行う際に配慮する事項

- (ア) 適切な処理に資するため、処分の実施に関し施設を用いる場合にあっては、当該施設の設置等の許可を得ている者に対し行うこと。
- (イ) 処分の対象となる一般廃棄物の種類に応じ、特に許可が必要と認められる一般廃棄物の処分であるか否か、当該一般廃棄物の処分に係る事業の継続性に問題が認められるか否かを考慮して行うものであること。
- (ウ) 市長が特に必要と認めた場合を除き、市長の指導又は監督の実施が容易である場所に、営業所を有する者に対し行うものとすること。

第6 ごみの処理施設の整備に関する事項

1 飯田市最終処分場

(1) 最終処分場の概要及び埋立ての計画

飯田市は、家庭系一般廃棄物の処理に際し、埋め立てによる最終処分を行うために飯田市最終処分場を設置しています。

飯田市最終処分場は、平成21年度から使用を開始しています。計画埋立容量は101,000立方メートルで、通称名は「グリーンバレー千代」です。飯田市最終処分場の概要は表8に、埋立計画は表9に示すとおりです。

表8 飯田市最終処分場の概要

施設名称	所在地	種 別	処理能力	備 考
飯田市最終処分場 (グリーンバレー千代)	飯田市千栄 1677番地4	埋立処分施設 (管理型) ※	埋立面積 13,800m ² 埋立容量 101,000m ³	計画期間 平成21年4月 ～令和18年3月

※ 埋立処分施設の管理型最終処分場とは、底面や側面に遮水シートを張って地下水の汚染を防止するとともに、雨水による浸出水を処理する施設を有した最終処分場です。

表9 飯田市最終処分場埋立計画 (単位 : m³)

年度 (平成-令和)	計画埋立容積	計画埋立容積累計	実績埋立容積	実績埋立容積累計
21	6,736	6,736	6,736	6,736
22	6,092	12,828	4,971	11,707
23	6,082	18,910	4,310	16,017
24	6,082	24,992	4,023	20,040
25	8,158	33,150	3,171	23,211
26	6,082	39,232	3,223	26,434
27	6,082	45,314	2,991	29,425
28	6,063	51,377	3,674	33,099
29	8,745	60,122	2,766	35,865
30	2,630	41,012	2,631	38,496
1	6,609	47,621	1,677	40,173
2	2,802	50,423	1,779	41,952
3	2,802	53,225	2,275	44,227
4	2,802	56,027	1,226	45,453
5	4,134	60,161	1,310	46,763
6	2,802	62,963	—	—
7	2,802	65,765	—	—
8	2,802	68,567	—	—
9	7,912	76,479	—	—
10	2,892	79,371	—	—
11	2,892	82,263	—	—
12	2,892	85,155	—	—
13	2,892	88,047	—	—
14	4,271	92,318	—	—
15	2,892	95,210	—	—
16	2,892	98,102	—	—
17	2,892	100,994	—	—

※ 計画埋立容積は、定期的に覆土を行うため、年度により数値に差が生じています。

(2) 最終処分場の適正な管理及び整備の実施

- ア 最終処分場への搬入量を減らすため、市民に対し再資源化可能な廃棄物の適正な分別を推進します。
- イ 最終処分場の施設及び設備を良好な状態に維持できるよう管理します。良好な状態の維持のため、必要となる施設設備の更新等を適切に行います。
- ウ 最終処分場の周辺環境を良好に維持します。

2 稲葉クリーンセンター

(1) 稲葉クリーンセンターの概要

飯田市は、飯田市が構成団体となっている南信州広域連合が設置したごみの焼却による中間処理施設稻葉クリーンセンターで一般廃棄物の焼却を行うこととしています。

飯田市は、平成29年度途中から稻葉クリーンセンターを使用して燃やすごみの処理をしています。この施設の概要は表10に示すとおりです。

表10 中間処理施設の概要

施設名称	所在地	種別	処理能力	備考
稻葉クリーンセンター	飯田市下久堅稻葉 1526番地1	焼却施設	46.5 t /24h ×2炉 (ストーカ式焼却炉)	平成29年 9月試運転 12月供用

※ ストーカ式焼却炉とは、金属の棒を格子状に組み合わせた階段状の床（ストーカ）の上で、ごみを乾燥、加熱し、移動させながら、下から空気を送って焼却するしくみの焼却炉です。

(2) 中間処理施設の適正管理、整備への協力

稻葉クリーンセンターの合理的な運用に向けて施設設置者に協力し、適正な分別、生ごみなど燃やすごみの減量に資する施策を行います。

また、引き続き中間処理後の残渣（焼却灰）のリサイクルを実施します。

第7 その他ごみの処理に関し必要な事項

1 不法投棄の根絶と地域環境美化の推進

(1) ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例に則った不法投棄の根絶

多様な主体が協働して本条例に沿った取組を積極的に推進し、ポイ捨て等の根絶を目指します。

(2) ごみゼロ運動の実施

春と秋の2回、地域住民、事業者及び飯田市が協働して地域の環境美化に取り組みます。

(3) 不法投棄パトロールの実施

市内20地区に1人ずつ不法投棄パトロール員を任命し、不法投棄防止のパトロールに取り組んでいただきます。

また、環境美化指導員を常設し、不法投棄のパトロール及びごみ集積所の指導のための巡回を行います。

(4) 地域環境美化推進事業補助金による各地区の取組への支援

各地区のまちづくり委員会等が取り組む不法投棄のされない環境づくりの推進に対し補助

制度を設け、支援します。

2 海洋プラスチック対策の推進

海洋プラスチックの発生源抑制に向けた市民啓発を推進し、県の信州スマートプラスチック運動と連携して、事業者に向けた啓発に協力します。

3 循環型社会に向けた環境学習の推進

(1) 地域や職場での環境意識の高揚

まちづくり委員会等での会議や、事業所のボランティア活動など様々な場面で3Rの推進及びごみの適正処理に係る知識を習得する機会を設けていただき、循環型社会構築の意識を高める取組を行います。

(2) 学校教育における取組の推進

未来を担う子どもたちが環境への関心を高められる取組を推進します。具体的には、小学校4年生を対象としたごみに関する副読本の配布、啓発ポスター作製の取組、PTAを中心とした資源物回収、市内廃棄物関連施設見学など学校教育への支援、食を通じた環境学習などを推進します。

4 計画の管理

本計画の進捗に係る管理は、計画の策定又は改定(Plan)、計画に基づく施策の実施(Do)、計画の評価(Check)、基本計画及び実施計画の見直し(Act)のPDCAサイクルにより行い、継続的な改善を図ります(図3)。

進捗の状況については、適宜飯田市公式ウェブサイトで公開するとともに、ごみの排出量や施策の実施状況について、毎年度、年次報告書(通称「環境レポート」)で報告します。

なお、抽出された課題の解決等のために、本計画を変更する必要が生じた場合、本計画の前提となる条件に大幅な変動が生じた場合などには、本計画及び各年度の実施計画の改訂等を行います。

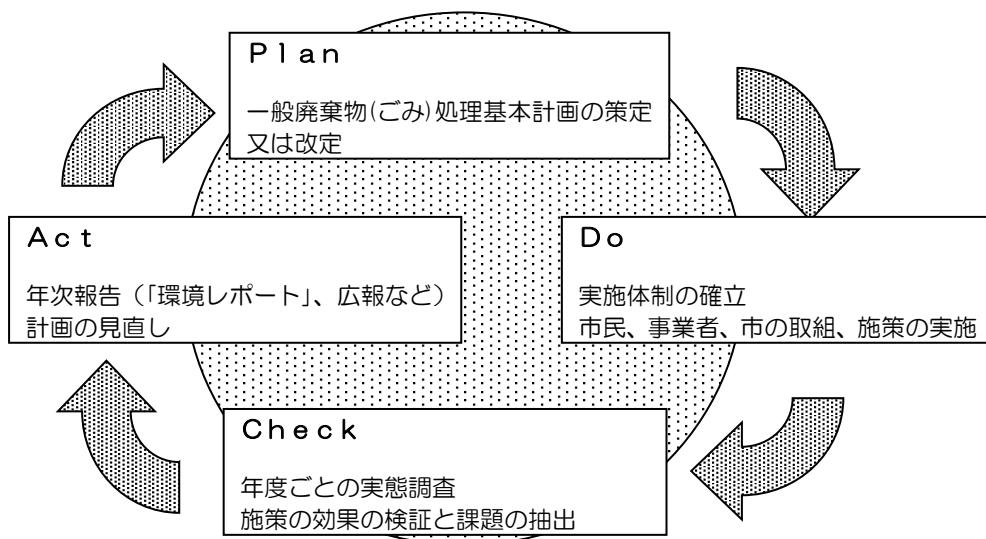


図3 PDCAサイクルによる計画の運営管理

資 料

(過去5年間の一般廃棄物（ごみ）の排出量等参考とすべき事項等)

1 一般廃棄物（ごみ）の排出量

過去5年間における飯田市のごみの排出量の推移は、表1及び図2に示すとおりです。

家庭系一般廃棄物（家庭系ごみ）は、令和元年度から令和5年度にかけて、コロナ禍により一時的に増えましたが、2,012トン（9.4パーセント）減少しました。

また、事業系一般廃棄物（事業系ごみ）は、130トン（7.8パーセント）減少しています。

ごみの総排出量は、令和元年度から令和5年度にかけて2,142t（2.0%）減少しています。
また、この間、総人口（※1）は4,393人減少しています。

表1 ごみ排出量の推移（項目別）

項目	単位	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	比較 R5-R1
総人口	人	100,791	99,701	98,588	97,480	96,398	-4,393
総排出量	t/年	27,499	27,513	27,075	26,734	25,357	-2,142
家庭系ごみ	t/年	21,325	21,585	20,998	20,660	19,313	-2,012
市回収量	t/年	18,887	19,247	18,765	18,381	17,125	-1,762
燃やすごみ	t/年	13,530	13,700	13,452	13,473	12,493	-1,037
埋立ごみ	t/年	776	822	735	690	633	-143
資源物	t/年	4,581	4,725	4,577	4,217	3,999	-582
紙資源	t/年	2,345	2,417	2,281	2,066	1,825	-520
金属資源	t/年	500	574	538	462	441	-59
ガラスびん	t/年	367	357	360	335	315	-52
ペットボトル	t/年	45	45	44	43	42	-3
プラ資源	t/年	1,290	1,305	1,315	1,282	1,350	60
蛍光管	t/年	0	3	3	5	4	4
特定ごみ	t/年	34	24	36	24	22	-12
直接搬入量 ※2	t/年	1,704	2,121	1,956	1,966	1,878	174
燃やすごみ	t/年	1,416	1,753	1,595	1,696	1,688	272
埋立ごみ	t/年	288	368	361	271	190	-98
集団回収	t/年	734	217	278	313	310	-424
紙類	t/年	734	217	278	313	310	-424
事業系ごみ	t/年	6,174	5,928	6,077	6,074	6,044	-130
直接搬入量	t/年	6,174	5,928	6,077	6,074	6,044	-130
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	580	593	584	581	549	-31
事業系ごみ排出原単位	g/人・日	168	163	169	171	172	4
総ごみ排出原単位	g/人・日	747	756	752	751	721	-26
※1 総人口は、各年度の9月末時点の住民基本台帳（外国人を含む。）の人口							
※2 直接搬入量は、中間処理施設での搬入割合の調査結果を元に、家庭系と事業系の按分を行いました。							
※3 端数処理をしているため、値の合計が合わない箇所があります。							

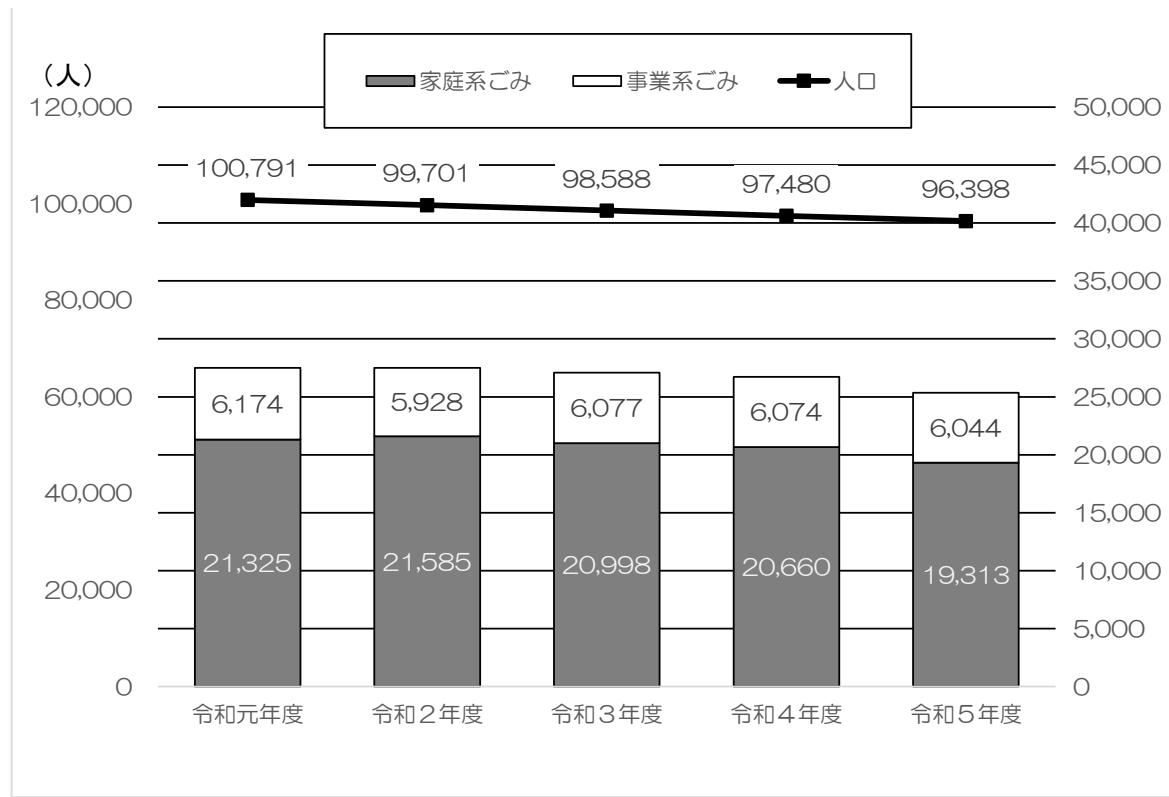


図1 ごみ排出量の推移（家庭系・事業系別）

事業系一般廃棄物を含めたごみ総排出量、年間日数及び人口から求めた「市民1人当たりが1日に排出するごみの量」の推移は、図2に示すとおりです。市民1人当たりが1日に排出するごみの量は、令和2年度にコロナ禍により増加しましたが、コロナ禍を経て、微減が続いています。

また、全国の値に比べると、毎年、100グラム以上少ない量で推移しています（令和5年度の全国の値は国が集計中）。

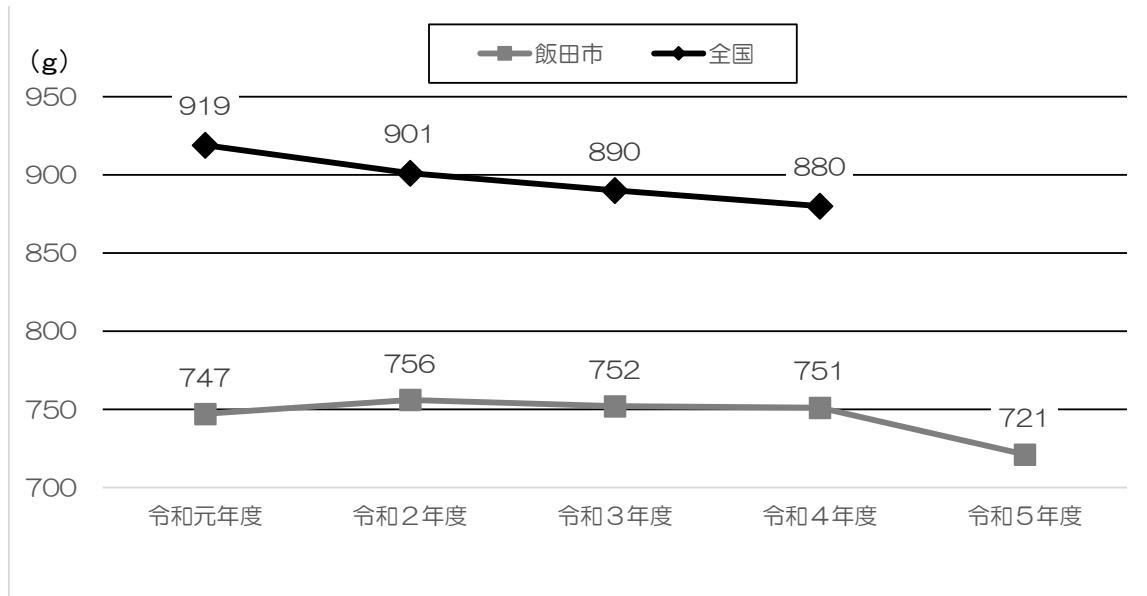


図2 市民1人あたりが1日に排出するごみの量の推移

2 ごみの処理量と資源化量

飯田市のごみ排出量のうち、飯田市が収集、運搬又は処分を行う量である処理量の推移は、表2に示すとおりです。

平成29年度から、中間処理（燃やすごみ）対象品目拡大による処理量が大幅に増加し、同時に直接最終処分量（埋立ごみ）は減少し、この傾向が続いている。

また、飯田市は令和2年度から焼却灰の再資源化に取り組み、令和5年度からは、その全量を再資源化しています。

資源化量に関する資源物の収集量は、この5年間減少傾向が続いている。減少の主な理由としては、市内大規模店舗やホームセンター、スーパーなどの店頭での回収を利用する市民の皆さんが増えていることが考えられます。

表2 ごみ処理量と資源化量の推移

項目	単位	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
中間処理量	t/年	21,120	22,671	22,412	22,682	22,060
直接焼却量 ※1	t/年	21,120	21,381	21,124	21,243	20,225
再資源化量 ※2	t/年	0	1,290	1,288	1,439	1,835
最終処分量	t/年	1,064	1,190	1,096	961	823
資源化量	t/年	5,315	4,942	4,855	4,530	4,309
直接資源化量	t/年	4,581	4,725	4,577	4,217	3,999
集団回収量	t/年	734	217	278	313	310

※1 (直接焼却量) 稲葉クリーンセンターで焼却したごみの量

※2 (再資源化量) 稲葉クリーンセンターで焼却したごみの焼却灰を再資源化した量

※ 端数処理をしているため、値の合計が合わない箇所があります。

3 ごみ処理の経費

飯田市のごみ処理経費の推移は、表3に示すとおりです。

ごみ処理経費は、ごみ処理施設の整備やごみの処理量等に応じて変動することから、年度ごとを比較することには馴染みませんが、この5年間では、市民1人当たりのごみ処理費用は上昇傾向にあり、過去5年間の平均は7,224円です。

表3 ごみ処理経費の推移

項目	単位	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
歳出	千円	614,663	668,490	673,059	734,433	863,130
建設・改良費	千円	2,217	2,342	4,062	712	4,948
工事費	千円	2,217	2,342	4,062	712	4,948
組合分担金	千円	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	千円	584,358	638,115	641,477	690,062	805,721
人件費	千円	46,550	44,146	49,458	52,170	59,831
処理費	千円	23,006	25,384	21,011	25,683	21,345
委託費	千円	377,575	427,195	432,808	448,667	539,622
組合分担金	千円	137,227	141,390	138,200	163,542	184,923
その他	千円	28,089	28,033	27,520	43,659	52,461
歳入	千円	201,122	201,112	186,065	193,355	185,706
ごみ処理手数料等	千円	179,464	180,580	174,550	172,562	166,553
資源物売却代等	千円	21,658	20,532	11,515	20,793	19,153
人口	人	100,791	99,701	98,588	97,480	96,398
市民一人あたりの処理経費	円	6,098	6,705	6,827	7,534	8,954
※ 数値は一般廃棄物処理実態調査（経費）によるものです。						
※ 委託料は、収集運搬、中間処理、最終処分業務に係るものです。						
※ 処理及び維持管理費の「組合分担金」は、南信州広域連合が運営している中間処理施設（ごみ焼却処理施設）の運営費として飯田市が南信州広域連合に対して負担したものです。						
※ 端数処理をしているため、値の合計が合わない箇所があります。						

4 前計画期間のごみの発生量に関する考察

前計画期間中に新型コロナウイルス感染症が拡大し、外出に一定の制限がかかったため、家庭から排出されるごみの量が令和元年度から令和2年度にかけて増加しました。コロナ禍を経て、日常生活を取り戻しつつある中、令和5年度の家庭からのごみの排出量が大幅に減り、前計画に掲げていた、「市民一人当たりが1日に排出するごみ量」（家庭系ごみ排出量+集団回収量）について、目標値552.3グラムに対し548.9グラムとなり、目標値を上回る結果となりました。人口減少や、物価高騰による買い控えといった要因も指摘されていますが、一人当たりのごみの収集量が減少していることから、市民の皆さんにごみの減量に取り組んでいただいた結果と考えられます。

資源ごみについては、大型店舗店頭での資源回収が着実に市民生活に浸透し、市による資源

回収量は減少傾向が続いている。また、コロナ禍の影響で小中学校での資源回収の機会が激減し、集団回収量も激減しています。一方、プラスチック資源については、令和5年4月から製品プラスチックを資源ごみとして回収を始めたため、令和5年度には前年度を上回り、今後も分別回収を推進していくことで増加が見込まれます。

また、分別が正しく行われているかどうか、といった点では、ごみの組成調査により、燃やすごみに入っている資源化できる紙類や、埋立ごみとして出されるガラスびんなど、再資源化可能な品目が、「ごみ」に含まれている実態があります。

これらを踏まえ、将来に向けたごみの減量と資源化に、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）を習慣化し、更に発生してしまった「ごみ」は適切に分別することによりリサイクル（再資源化）する取組を深化していく必要があります。

事業系一般廃棄物については、コロナ禍で令和2年度に減少しましたが、その後はコロナ禍を経て微増微減を繰り返している状況です。

5 一般廃棄物の処理委託件数及び許可件数

飯田市における一般廃棄物処理の委託及び許可件数は表4に示すとおりです。

表4 一般廃棄物処理委託及び許可件数 (単位：件 令和6年4月現在)

区分	収集運搬	中間処理	最終処分	計
委託	9	8	2	19
許可	81	7	0	88

※ 委託は、飯田市が家庭系一般廃棄物の収集および運搬または処理業務の委託を行っている件数です。
※ 許可は、飯田市が家庭系または事業系一般廃棄物の収集、運搬または処理について許可した件数です。
※ 収集運搬とは、家庭系または事業系一般廃棄物について、集めて運ぶことです。
※ 中間処理とは、家庭系または事業系一般廃棄物について、品目ごと、選別/圧縮/梱包等の処理を行うことです。
※ 最終処分とは、家庭系または事業系一般廃棄物について、再資源化等処理を行うことです。